



第4分科会



「幸せに老いる」



- | | | |
|-------|--------------|-------------------------------------|
| 司会者 | 田中 里美 | 山口市手をつなぐ育成会阿知須支部会長 |
| | 矢野 信子 | 今治市手をつなぐ育成会 |
| 助言者 | 梅尾 一恵 | 萩市役所保健福祉部長萩市福祉事務所長 |
| | 稲葉 康男 | 西予市手をつなぐ育成会 |
| 提言者 | 矢田 英治 | 山陽小野田市手をつなぐ育成会会長 |
| | 中村 知子 | 今治市手をつなぐ育成会 |
| 記録者 | 黒木 三恵 | (福)多度津さくら会ふれあいの家支援員 |
| | 高橋 直美 | (福)多度津さくら会ふれあいの家支援員 |
| 運営責任者 | 末澤 清 | (福)香川県手をつなぐ育成会障害者相談支援センターつなぐ相談支援専門員 |

幸せに老いる

山陽小野田市手をつなぐ育成会

会長 矢田 英治

高齢化に備えて地域で安心して暮らせる支援体制について

このことは、国の障害者制度改革推進会議の中で策定され、不備については再検討され、あらゆる事が法制化されてきましたが、障害者が安心して地域で暮らしていける支援体制がゆるぎないものであるとは言えない、と私自身は考えています。平成 27 年 8 月にテレビで発せられた報道(山口県下関・知的障害者福祉施設)での虐待事件を見せられると通常の障害者支援施設がすべてあのような状態と思われても仕方のないものです。

その原因については多々あると考えますが、その一つには施設職員の労働条件の低さに大きなウエイトがあると考えます。このことは育成会及び施設協会が一体となり自立支援協議会の中で行政に働きかけていく事が必要かと考えます。

親だけでなく障害者本人も高齢化が進み、人生の行く末に必ず老いを向かえます。老いるに従い体力が衰え、いろいろな病気や症状が増えてくるのが現状であり、このことを考えた時、私の住む山陽小野田市では、隣接する・宇部市・美祢市との 3 市が合同して広域的に障害者の暮らしに対応していますが、この地域の現状を取り上げてみても障害者支援施設の合計定員 350 人、またグループホームの定員は 321 人となっており充分とはいえない収容能力です。

他方、生活介護、就労移行施設、就労継続 A・B 型施設など通所の施設の定員は 1700 名の能力を持っています。圧倒的に支援施設の数が少ないことです。

このような体制状況下では、早くから欠員のできた施設に入れることを余儀なくされることです。障害者本人の意思などはほとんど考慮されないまま支援施設に入れられてしまうのが現実です。

少しでも親が元気な内はそばにおいて生活しようとするのが親心だと思います。下関市内における知的障害者福祉施設での虐待や成年後見制度に関係する事件などがあまりにも多く報道されていることを考えると、親の亡くなった後自分の子供をどこに託すのが良いのかがわからなくなります。

私は子供の最後の住どころを決めておくことだと考えます。施設か、グループホームか、兄弟姉妹か、自立して一人で生活できるのか、など選択肢は 4 項目程度と考えます。どれを選ぶかは本人の障害の程度により変わるものと思いますが、本人と話す事が出来れば出来るだけ本人の意思を組み入れ、相談事業所

の担当者を含めて決めていく事が現状での最善策かと思えます。

また会員が育成会に望む事はこれからも支援施設の充実やグループホーム建設への助成、また現行制度の問題解決のため法律改正を行うなど多くの改善点等について共に手を携えて、国等に対し要請・要望するなど、地域で安心して暮らしてゆける支援体制の充実に向けて活動していく必要があると思えます。

安心して暮らせる環境

どのような状況になつたとしてもお金がなければ生きてはいけません。

障害者全てに障害年金の受給が確実に受けられる事が大切です。

現状では、療育手帳を持っていれば、障害年金がもらえるものではないことを知る事が大事なことです。

障害者手帳と障害年金は別の制度です。

現状の障害年金の受給状況を見ても、全国の支給内要がまちまちとなっているのが実情です。

この状況を是正するためには、判定医、年金機構の担当者、市町村の窓口担当者への研修会などを通して、厚生労働省から全国統一した指示等が適切に伝達され、誰が見ても公平な認定基準が決定され地域における不公平が生じることがなきよう、安心して暮らせる環境整備が一番になされることを提案します。

幸せに老いる

愛媛県今治市手をつなぐ育成会

中村 知子

ダウン症をもつ娘は今年 31 歳。週 5 日パン工房（就労継続支援 B 型事業所）に通い、趣味の水泳やダンスも続けながら元気に過ごしている。

娘が出生したひと昔前、ダウン症は短命といわれ将来には希望がもてなかったが、ゆっくりだが成長していく娘の姿に勇気がわき「親子でハッピーライフ」をモットーに育ててきた。

ダウン症をもつ人の平均寿命は延びており、成人してからの長い人生を心身ともに健康に過ごすには、将来を見据えて幼児期・学齢期からの生涯発達支援が大切だといわれている。「幸せに老いる」にはどうすればよいか、体験をもとに「これまで」をふりかえり、老いに向かう「これから」を考えたい。

1 これまで ～親子でハッピーライフを送るために大切にしてきた 3 つの場～

(1) 家庭：ほっとステーション&社会人として巣立つ基盤づくりの場

- ・早寝早起き等基本的な生活習慣を確立する。
- ・家事を習得させ自立する力を育てる
- ・食事を大切にし、健康な体作りをする。
- ・地域や周囲の人たちとのかかわりの中で育てる。

(2) 仕事（学校）：社会とつながる場

- ・できる喜びや達成感を味わう。
- ・友達や仲間がいる。

(3) 余暇：楽しく意欲的に取り組める活動

- ・個性を伸長する。
- ・できる喜びや達成感を味わう。
- ・地域でつながる。仲間とつながる。

2 これから ～幸せに老いるために～

本人：定期的に健康診断を受診し、健康維持に努める。

いきがいをもつ。（仕事や趣味、人とのコミュニケーションなど）

施設のショートステイ等を利用して、家を出て生活する体験をする。

親：自分だけで抱え込まず、積極的に周囲の支援や環境を活用する。


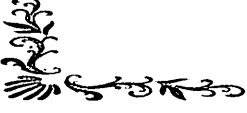
家族間で老後のことや希望する終焉場所等について話し合う。



第5分科会



「幸せをつかむ」



- 司会者 **日下部孝雄** 鳥取市手をつなぐ育成会副会長
木村 武士 光市手をつなぐ育成会会長
- 助言者 **八渡 和仁** ボン・シャンス施設長
吉浦 正男 前 山口県社会福祉会権利擁護センターぱあとなあ
山口運営委員長
- 提言者 **湯川みちよ** 東部心身障害児（者）育成会理事
福田 修三 長門市手をつなぐ育成会副会長
- 記録者 **北岡加代子** 香川県立香川東部養護学校教諭
合田 卓生 香川大学教育学部附属特別支援学校副校長
- 運営責任者 **久保満里子** NPO法人香川南部手をつなぐ育成会どんぐり山作業所所長

障害者の権利について

鳥取県東部心身障害児(者)育成会

理事 湯川 みちよ

私は、鳥取県の東部、兵庫県との境に近い、若い桜と書いて“わかさ”と読む若桜町という所に住んでいます。職場も若桜で、若桜町社会福祉協議会の就労継続支援B型事業所、若ざくらふれあい作業所でサービス管理責任者をしています。育成会の方では、本人活動の支援者もしています。

私の息子は、現在30歳で自宅から鳥取市にある企業にパート職員として働いています。

息子が赤ちゃんの時は、お乳を上手に飲んでくれない。やっと飲んでもげっぷを出そうと思って抱いていると一気に吐き出す。寝たと思ってもすぐ泣いて起きる。というように手がかかりました。話かけても視線が合いませんでした。歩くようになって買い物に行くと、買い物をする以上に息子がどこに行ったか探す時間のほうが多くかかりました。また、単語は出てきましたが、2語文がなかなか言えませんでした。

幼児期は、地域の幼稚園に3年通いました。砂場で一人で遊んだり、同じ年の子とは遊ばず職員室に行って先生と過ごしている事がほとんどでした。発表会の時などは、発表中にステージ上をうろうろしているような子でした。

小学校も地域の学校に通いました。低学年の頃は、行動がゆっくりなことと自分の思いを言葉にすることが苦手だった為、からかわれたり、馬鹿にされたりしていました。社会性スキルの中で断るというスキルがなかなか身につけませんでした。ある日、自宅に息子の先輩生がやって来て、「本人がやると言ったので五百円をもらいに来ました。」と言われたことがありました。微細運動も粗大運動も苦手でしたが、体を動かすことは嫌がりませんでした。運動会も行きたくないと言ったことがなかったので、だんかつピリの徒競走も、みんなと同じように出来ない体操も見守ってやる事が出来ました。しかし、クラス全員リレーで息子が入ったチームの子は、あから様に嫌な顔をしていました。高学年になると友達が大きく二つに分かれました。一つは、全く接点を持たない無関心な子、もうひとつは何か問題を抱えている子です。からかったり、意地悪をする子は後者の子たちでした。その頃、学習内容も抽象的になり学力の差も大きくなってきました。息子に支援学級で勉強した方がいいと思うと言いましたが、みんなと一緒にクラスがいいと言ったので、勉強にはついていけませんでした。普通学級で学習しました。中学校に行くようになって普通学級に在籍し、ある科目のみ、通級で学習する形をとってもらいました。

高校は、昼間の定時制に通うことが出来ました。高校には、問題を抱えている子が多くいたので、トラブルがあり、暴力行為もありました。しかし、有難い事に小学生の時も高校生の時も息子に代わって反論してくれたり、支えてくれる友達が一人ずついましたので、なんとか学校生活を送ることが出来たんだと思います。高校の時の友達とは現在も遊んだり、悩みを相談したりしているようです。

就職した企業では、就職した当初から人事課の方に温かく見守られてきました。声をかけてくださったり、話を聞いてくださったり、気にかけて頂いています。そのことが就労の継続につながっているのかもしれませんが。

幸い地域の中でも公民館行事に参加し、生活させて頂いています。しかし、金銭管理は難しく、お金があればあるだけ使ってしまうので今、親である私が権利擁護のような役目をしています。私としては、息子が買うものに価値は見出せませんが、息子と話し合いで決めた金額の枠内で本人が買うものには、なるべく何も言わないようにしています。親の会の中でも障害が軽度だから重度よりいいとか言われることがあります。しかし、障害がわかりにくい分、なかなか理解してもらえないことがありますし、社会でのトラブルも社会と接している分、多くなります。

トラブルというか貴重な体験というか、これまでに消費生活センターに2回お世話になりました。1回目は、出会い系サイトで高額な請求が来た時です。すぐ携帯電話のショップに行きましたが仕方ないと言われました。諦めようかと思いましたが、社協に消費生活センターの相談窓口が週1回開かれるので、駄目もとで相談してみました。1ヶ月ほどかけて、息子が請求先に手紙を書いたりする支援をしていただき四万円だったのが一万円にと支払い金額を減らすことができました。2回目は、高級な買い物のクレジット申し込みをした時です。ある日、車の試乗会から帰った日に粗品を3つ持って帰りました。友達と行っていたので友達ももらったのかと聞くと息子だけだと言います。その時、ちょっとおかしいなと思いましたが、本人は何も言いませんでした。それから、何時間かたってからポイと紙を1枚出しました。見るとそれは新車注文書とクレジット申込書でした。開いた口がふさがらないというのはこんな事だと思ながら返す言葉もありませんでした。車の契約はクーリングオフが出来ないと注文書に書いてありました。息子は、病気のために車の免許が取り消しになっていたのですが、その頃、法律が変わり、車の免許が返してもらえないかと思い込み、先走って購入しようとした様です。しかし、運転することはできません。息子は運転が出来なくても、もう購入の申し込みをしてしまったのだから、私が運転し、息子を好きな車に乗せてあげようかと考えていました。いつものように消費者生活センターの人が社協に来られた時、私と会って「息子さんは元気になっておられますか？」と声をかけてくださいました。「実は、車を買うつもりなんです。」と説明しました。すると「いけん。いけん。何とかしましょうよ。」と言って支援して下さり解約することが出来ました。消費生活センターの人は、お金を払ったらどうしようもないので、お金を払う前に相談してくださいとの事でした。親なき後、本人だけなら相談窓口に行くこともなく、支払いしていたのではないかと思いました。成年後見制度の保佐でも利用した方がいいと思いつつもまだ、踏み出せずにいます。

次に、平成 26 年 1 月 20 日、障害者権利条約を批准し、平成 28 年 4 月から障害を理由とする差別禁止の取り組みがスタートしようとするなかですが、全国各地で虐待についての報道が続いています。

千葉の袖ヶ浦での虐待は、虐待されたことを訴えることが出来ない障害者を選んで書いてありましたが、相談することが出来る人でも本人が仕方ないことだと思ひ、虐待だと思わなければ対応や支援はできません。本人に自分たちの権利について考える一つの機会になればと思ひ、鳥取県の本人の大会である「ふれんず大会」の第一分科会～みんなで話そう～が行われました。成年後見支援センターの方をアドバイザーにお招きしてみんなで話し合ってもらいました。手をつなぐ育成会から発行されている「わかりやすい障害者の権利条約」の冊子の中の第 16 条“搾取や暴力、虐待の禁止”を少しわかりやすくしたプリント（別紙）したものを聞いてもらい、困っている事、嫌なことはないか本人から発言してもらいました。

本人より

- ・以前、利用していた施設で「来るな」と言われたことがあった。
- ・障害で出来ないのに「怠けていると」言われた。
- ・他にもその施設では、認知症の人を引きずりまわしたりしていた。家族に相談して、その施設は止めることにした。
- ・利用者同士の間でお金を取られた時、施設の職員は「自分たちで何とかしろ」と言って対応してくれなかった。
- ・駅の階段を下りるのが怖く、ゆっくりとしか降りられなくて、後ろの人に「遅い。」と言って舌打ちをされた。

支援者より

- ・地域の中で移動支援を利用して買い物をしている時、おつりがすぐに出せなくてレジに長い列が出来ていやな顔をされたり、散歩の途中や外食している時、じろじろ見られ視線が刺さる感じがする。

など話が出てきました。

アドバイザーの方から障害福祉サービス事業所には、苦情相談者がいること、第三者委員に相談できる場所があることを伝えていただき、困ったことを相談することが大事だと話してくださいました。

支援者から利用者さんと呼び捨てにすることもおかしいことだと覚えておいてくださいと伝え、分科会は終わりました。

また、以前に事業所で路線バスを利用した時に、そのバスが乗客でいっぱいになりました。車椅子も乗せていたのでより狭くなりました。すると、ひとりのおばさんが、「障害者の人たちは、路線バスに乗らなくてもマイクロバスで移動すればいいのに。」と言われました。こんなことを言う人がいるのかと耳を疑いましたが何も言うことが

できませんでした。

最後に、住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう本人たちが困っていることを地域に言っていかななくてはいけないと思っています。毎年、基本検診やがん検診を受ける時、支援が必要だと感じています。視力検査で会話が出来ない本人が正しく検査できているのかなと感じたので、来年はカードを作って、検査を受けてみようと思います。しかし、本人がわかりやすい検査方法、検診の流れを変更されると不安になる自閉症のこと、右左がわからない本人がいることなど検診をされる保健事業団に伝え、合理的配慮の参考にして頂きたいと思っています。また、先般、全国手をつなぐ育成会連合会より警察向けの啓発冊子、『知ってほしい・知っておきたい—知的障害と「警察」—』が作られました。鳥取県知的障害者相談員強化研修会でこの冊子を基に活用について学習しました。知的障害者をよく知っている私たちが啓発しないと誰も関心を持ってくれないという講師の方の言葉が残りました。

親や支援者は、本人の権利を守るためにどう活動すればいいのか？

本人たちに権利について学習をしてもらうにはどのような支援をすればいいのか？

提案いたします。

暴力・ぎゃくたいの禁止（第16条）

1. 私たちが、家族・施設・学校・作業所・職場などでレイプ、セクハラ、暴力、いじめ（言葉の暴力、食事を食べさせてもらえない）などのぎゃく待にあわないようにします。
2. 暴力、ぎゃく待、いじめをなくすために私たちや家族、支援者が相談をしたり、勉強することを支援します。私たちの支援は、年れいや性別（男・女）を考えたものにします。
3. 暴力、ぎゃく待をなくすために、国の独立した機関が、作業所・職場・施設などをかんしするようにします。
4. もし、私たちが暴力・ぎゃく待を受けてしまったら、体のきずや、心のきずがなおるようにします。私たちが安心して生活できるような支援をします。
5. 暴力、ぎゃく待をしている人を見つけ、必要な場合には、さいばんにかけの事を約束します。

全日本手をつなぐ育成会
わかりやすい障がい者の権利条約より引用

わかりやすい 障害者の権利条約

知的障害のある人の権利のために

Convention on the Rights of Persons with Disabilities

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

幸せをつかむ

山口県手をつなぐ育成会

副会長 福田 修三

私たち NPO 法人 長門市手をつなぐ親の会が運営を行う友愛センターは、障害者総合支援法に基づく就労継続支援 B 型事業所として利用者への支援を行っております。当事業所では、障害があるために一般の企業での就労が困難な人に働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うと共に、自立した日常生活を営むことが出来るよう、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために訓練やその他の便宜を適切かつ効果的に行っております。

【 虐待防止について 】

当事業所では運営開始当初より職員指導として毎日必ず「職員行動チェック表」によるチェックと、毎月 2 回の「虐待防止チェックリスト」による話し合いを行い、利用者にとって楽しく安全な事業所の運営に心がけています。しかし、今年 5 月に報道された山口県の施設内での障害者への虐待事件は障害福祉に関わる者として大変な衝撃であり、とても悲しく残念でなりません。

(虐待防止チェックリスト)

- ① 通所者への体罰など (4 項目)
- ② 通所者への差別 (5 項目)
- ③ 通所者に対するプライバシーの侵害 (4 項目)
- ④ 通所者への人格無視 (5 項目)
- ⑤ 通所者への強要制限 (4 項目)

【 障害者差別解消法について 】

この法律は、国連の障害者の権利に関する条約として、平成 25 年に(平成 28 年 4 月施行)制定されましたが、この法律が、社会に広く浸透し、また、障害者の人格や個性を尊重してもらうためには、政府がどの様に啓発活動を行うかで、この障害者差別解消法の認識度に大きな差が出るのではないのでしょうか。

【 成年後見制度について 】

親の会でもこれまでに何度も勉強会を行いました。この制度を活用する会員が増えていないのが現実のようです。手続きを行うにしても面倒くさい、裁判所の敷居が高い、など様々に要因があるようです。また弁護士にお願いしても費用などの問題もあり、出来る事なら少ない費用で安心してお願いが出来る成年後見制度の専門機関が設置されればと思っております。